

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年8月8日（月） 10：02～10：08

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○政令 3件
○人事 2件
○報告 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「構造改革特別区域法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年8月31日とするものであります。

次に、「農林水産物及び食品輸出促進法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備政令」は、輸出証明書に係る登録発行機関の登録手数料について定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、江島龍也外100名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、「一般職の職員の給与についての人事院の報告及び勧告」について、御報告があります。本件につきましては、本日、国会及び内閣に勧告がなされたものであり、後程、二之湯大臣から御発言があります。

○松野国務大臣：次に、二之湯大臣から御発言がございます。

○二之湯国務大臣：本日、人事院から、国家公務員の給与についての報告及び勧告が提出されました。この勧告を受けて、本日、持ち回りにより第1回給与関係閣僚会議が開催され、国家公務員の給与の取扱いの検討に着手する予定となっております。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

私から、いわゆる旧統一教会と政治家との関係について、申し上げます。いわゆる旧統一教会と政治家との関係について、国民の皆様から様々な御意見が寄せられておりますが、社会的に問題が指摘されている団体との関係については、十分に注意しなければなりません。閣僚各位におかれては、国民に疑念を持たれることのないよう、政治家としての責任において、当該団体との関係をそれぞれ点検され、厳正に見直しをお願いいたします。また、関係副大臣、政務官等にも示達されるよう、よろしく申し上げます。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

繰上げ閣議案件

〔 令和 4 年
8 月 8 日 〕 (月)

◎政 令

資 料
あ り

- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（農林水産・財務省）

◎人 事

資 料
な し

- ☆ 検事日下部祥史外 1 名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事兼簡易裁判所判事森 純子の兼官を免じ、判事鬼澤友直外 2 名を願に依り免ずることについて（決定）

資 料
あ り

- ☆ 元佐賀県公立学校長江島龍也外 1 0 0 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎報 告

資 料
あ り

- ☆ 一般職の職員の給与についての人事院の報告及び勧告について（内閣官房）

[○ 署名あり ☆ 署名なし]